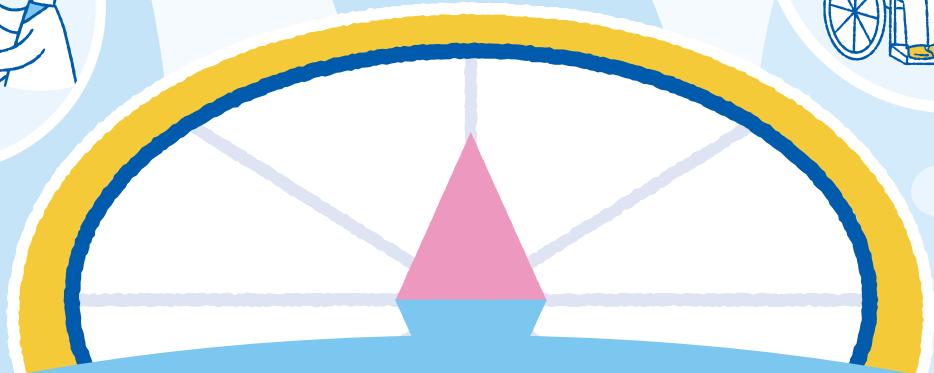


# 新潟市 教育振興基本計画

～にいがた学びのコンパス～



基本構想・基本計画

令和7(2025)年3月  
新潟市教育委員会

# ● 目 次 ●

## 第1章 新潟市教育振興基本計画の策定について

1	策定趣旨	2
2	位置付け	3
	(1) 法令上の位置付け	3
	(2) 新潟市の各種計画との関係	4
3	対象範囲	4
4	構成と計画期間	5
5	進行管理	6

## 第2章 教育を取り巻く現状と課題

1	教育を取り巻く状況	8
	(1) 時代の潮流	8
	(2) 国における教育の基本的方針、目標、教育政策の動向	14
2	新潟市の教育を取り巻く状況	18
	(1) 新潟市の強み	18
	(2) 新潟市の教育施策の主な取組状況と課題 (教育ビジョン「第4期実施計画」より)	24

## 第3章 新潟市教育振興基本計画（基本構想・基本計画）

1	基本構想 新潟市の教育が目指す人間像	32
2	基本計画（基本方針・基本施策）	34

## 資料編

(1)	本計画の策定体制	59
(2)	新・新潟市教育ビジョン策定に関する有識者会議	61
(3)	策定検討経過	64
(4)	市民アンケート調査	68
(5)	パブリックコメント	75
(6)	こども意見聴取について	76
(7)	用語集	79
(8)	施策指標一覧	86

# 第1章

## 新潟市教育振興基本計画の策定について

- 1 策定趣旨
- 2 位置付け
  - (1) 法令上の位置付け
  - (2) 新潟市の各種計画との関係
- 3 対象範囲
- 4 構成と計画期間
- 5 進行管理

新潟市教育振興基本計画の愛称について

「にいがた学びのコンパス」という愛称の「新潟」をひらがなで表記することで「柔軟性」を表現しています。「学びのコンパス」は、本市における、生まれてから一生涯の市民の学びの羅針盤（方向性）を意味しています。ひらがな、漢字、カタカナを混在した表記とすることで多様性を表現しています。

# 1 策定趣旨

本市は、政令指定都市移行を翌年に控えた平成18（2006）年に新潟市教育ビジョン（以下、教育ビジョン）の基本構想・基本計画を策定しました。

この教育ビジョンは「政令市新潟」が目指すべき将来像を描く中で、次代の新潟を支え、世界に羽ばたく心豊かなこどもを育み、市民が学び育つ社会づくりのための本市の教育の方向性とあり方を明確にしました。

また、教育ビジョンの基本構想・基本計画に沿い、以下の4期に渡り実施計画を定め、取組を着実に進めてきました。

- 前期実施計画（平成19（2007）～平成21（2009）年度）
- 後期実施計画（平成22（2010）～平成26（2014）年度）
- 第3期実施計画（平成27（2015）～令和元（2019）年度）
- 第4期実施計画（令和2（2020）～平成6（2024）年度）

特に、教育ビジョンで示した「学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくり」は、18年に渡って施策を推進し、地域教育コーディネーターの配置により、地域人材の活用が進み、学校の教育活動が活性化するなど学校と地域が協働する取組となりました。

一方、社会状況においては、少子高齢化、グローバル化、デジタル化の更なる進展、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などに伴い、人々の価値観に変容をもたらしました。

学校においては、新型コロナウイルス感染症の影響による活動制限が続く中、文部科学省によるGIGAスクール構想のもと、一人一台学習用端末（タブレット）の整備が進み、授業におけるICT機器の活用が図られるとともに、デジタルネットワーク機器の活用による遠隔・オンライン教育が進展するなど学び方に変容をもたらしました。

このような中、価値観の変容に伴う多様性の理解や、地域一体となった学校づくりへの期待が高まるなど、これからの社会を展望する上で、教育の果たす役割はますます重要となっています。

さらに、教育に関わる課題が多様化・複雑化し、こども・子育ての分野など各分野の取組との連携がより一層求められています。

以上のような状況を踏まえ、あらためて本市の教育の方向性を示す必要があることから、新たに「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」(以下、本計画)の基本構想・基本計画を策定しました。

本計画では、新潟市の教育が目指す市民の姿（人間像）や、その実現に向けた方針を示し、教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的としています。

## 2 位置付け

### (1) 法令上の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定されている「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定します。なお、国では、今後の教育施策の方向性を示す「第4期教育振興基本計画」が令和5(2023)年6月に閣議決定されており、本計画は、同計画を参酌しています。

#### [教育基本法 (抜粋)]

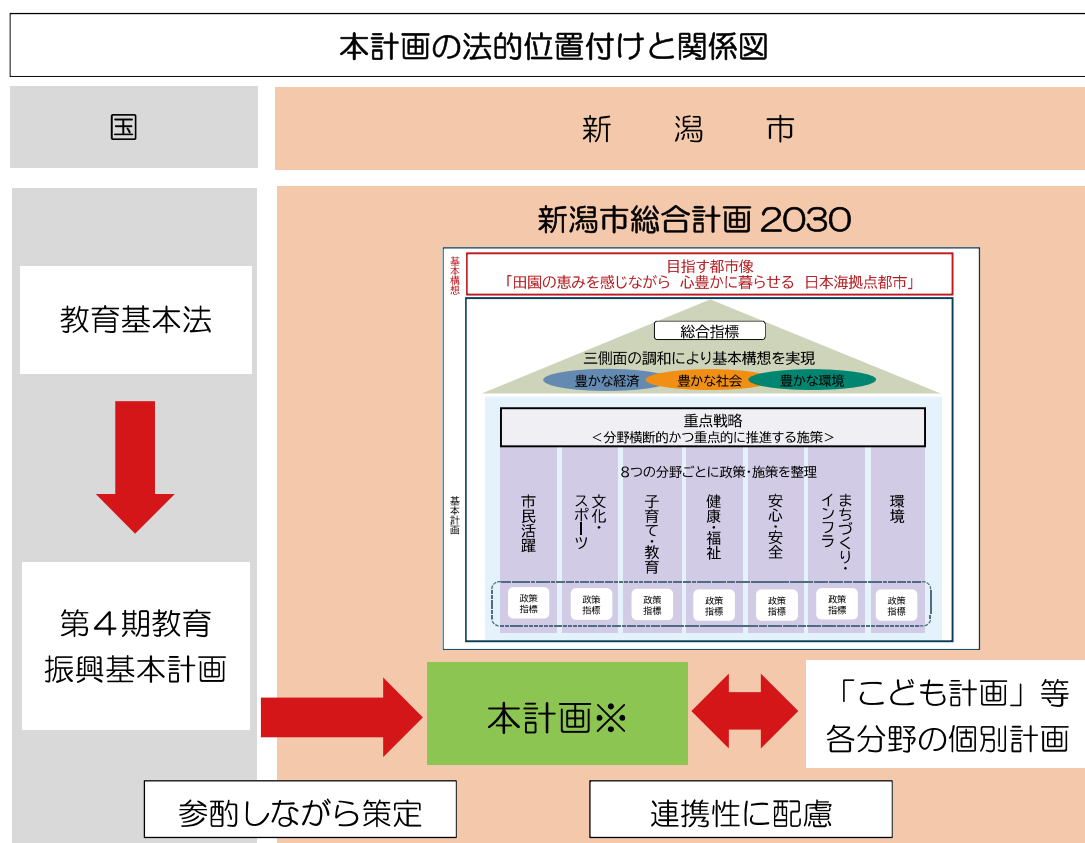
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## (2) 新潟市の各種計画との関係

本市では、最上位計画として令和5（2023）年度に「新潟市総合計画2030」を策定し、目指す姿（都市像）の実現に向けたまちづくりの方向性を示しています。

本計画は、「新潟市総合計画2030」のほか、「こども計画」など関連する各分野の個別計画との連携性に配慮しています。



※子どもの読書活動に関する部分については、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定されている子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画です。

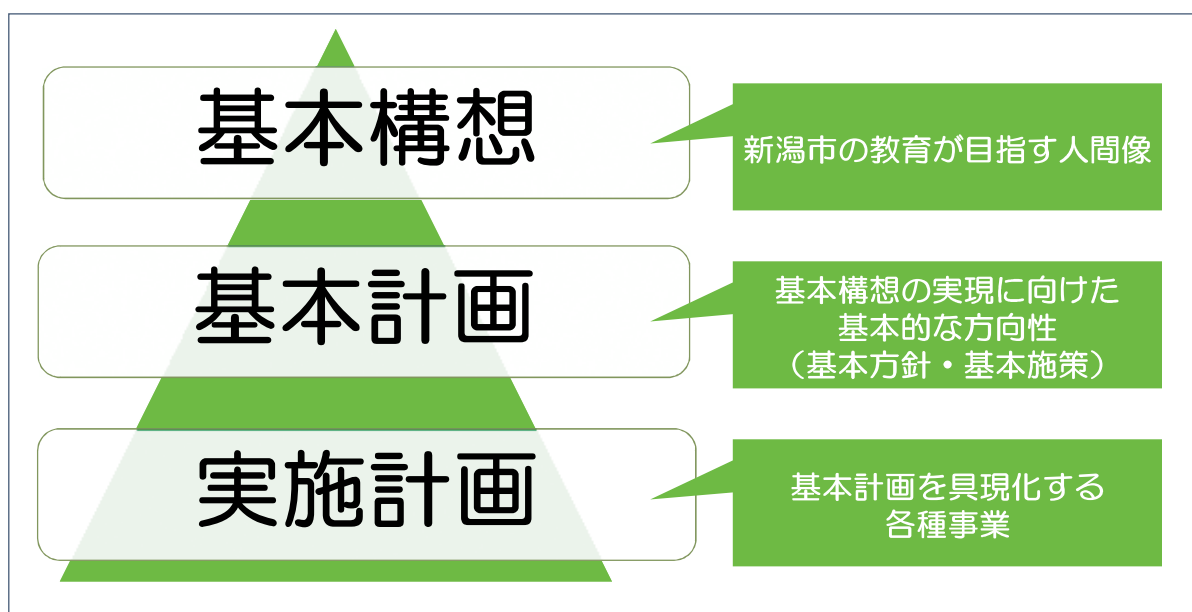
## 3 対象範囲

本計画は、本市の教育行政に関わる基本的な計画であり、教育委員会が所管している学校教育を含む乳幼児から高齢者までの生涯を通じた学習全般を対象範囲としています。

## 4 構成と計画期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、令和22（2040）年頃に想定される変化や課題（※P 6 ページ参照）を踏まえ、新潟市の教育が目指す市民の姿（人間像）や、その実現に向けた施策の方向性などを整理して示しています。

「基本構想」「基本計画」の計画期間は、「新潟市総合計画2030」の期間や国の「第4期教育振興基本計画」を踏まえ、令和7（2025）年度から令和14（2032）年度までの8年間とします。



### 【計画期間】

	令和5年度 [2023]	令和6年度 [2024]	令和7年度 [2025]	令和8年度 [2026]	令和9年度 [2027]	令和10年度 [2028]	令和11年度 [2029]	令和12年度 [2030]	令和13年度 [2031]	令和14年度 [2032]
本計画 「基本構想」 「基本計画」			8年計画							
本計画 「実施計画」			前期4年計画				後期4年計画			
新潟市 総合計画 2030	8年計画								→	
(国)第4期 教育振興 基本計画	5年計画					→				

(※) 2040年頃までの個別分野と自治体行政の課題の例

子育て・教育

- 2015年から2040年にかけて、15歳未満の年少人口は401万人減少(▲25.1%)する。
- 子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力が変わる。ICT環境等の整備や質の高い教職員の確保など新たな教育への対応が必要になる。

医療・介護

- 65歳以上の老年人口は2040年頃にピークを迎える。75歳以上人口は2054年まで増加し続ける。
- 医療・介護ニーズが高い85歳以上人口が、2040年頃に一旦ピークを迎える。医療・介護などの対人サービスにおける人材の需要と供給のギャップが拡大する。

労働

- 近年の出生数は、団塊ジュニア世代の半分以下にとどまる。2040年にかけて、生産年齢人口の減少が加速し、若者、女性、高齢者の労働参加が進まない場合、日本の労働人口は今後大きく減少する。
- 現在有効求人倍率が高い介護・医療・保育・建設・運輸などの業種は、将来的にも労働力不足が生じると見込まれる。

産業・テクノロジー

- 東京圏・東京圏以外共にサービス産業化が進行している。地方圏では労働集約型サービス業(卸・小売、運輸、医療・福祉など)が多く、労働生産性が低い傾向にある。
- テクノロジーの進展により、ロボットやAI、生命科学と共存・協調する社会の構築が求められる。

空間管理、治安・防災

- 都市においては、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」や、人口集中地区の低密度化が進行する。
- 空き家、所有者不明土地、耕作放棄地が増加する。
- インターネットバンキングの不正送金や特殊詐欺など新たな形態の犯罪が増加する。
- 都市直下地震、南海トラフ地震の発生確率は、30年以内に70%程度と想定される。

インフラ・公共施設、公共交通

- 高度成長期以降に整備された道路橋など、建設後50年以上経過して老朽化したインフラ施設の割合が加速度的に高くなる。
- 市町村が保有する主な公共施設の延床面積は、1970年代に最も増加しており、その時期に建設された公共施設は2040年には築60年～70年になる。
- インフラの点検を行う人材の不足に対応したIoTなど新たな技術の活用が必要になる。
- 移動手段の確保が必要な高齢者が増加する。

出典：新潟市総合計画2030

## 5 進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」(以下「点検・評価」という)を実施します。

具体的には、各基本施策の取組状況や有効性の観点から点検・評価を実施し、その状況を踏まえて事業の見直しに反映することで、より効率的で効果的な教育の実現を図ります。